第三次ＭＩＦ設定協定は、第三次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千二十六年三月十二日まで有効期間が更新されたので、

拠出国及び第四次多数国間投資基金を設定する協定（以下「この協定」という。）の付表Ａに掲げる拠出予定国（以下「拠出予定国」という。）は、ラテン・アメリカ及びカリブ地域において、開発上の課題への対処、貧しくかつ弱い立場にある人々のための機会の促進、活発な経済成長の促進、気候変動の緩和並びにジェンダーの平等及び多様性の推進に係る企業家による革新の不可欠の役割を認識しつつ、第三次ＭＩＦの資産及び債務を規律する第三次ＭＩＦに関する強化された価値の提案である第四次多数国間投資基金（以下「第四次ＭＩＦ」という。）を米州開発銀行（以下「銀行」という。）に設定し、並びに第三次ＭＩＦの活動の継続を支援することを希望するので、

多数国間投資基金（以下「基金」という。）の持続可能性を強化する複数の資金源による資金調達のモデルが、銀行の純益の分配（以下「純益移転」という。）による拠出国の拠出の補完が可能となる一層多様な資金調達の基盤を提供するために考案されており、及び基金は、第三者である組織からの資金の調達を増加させるとともに、自ら生み出す収入を増大させる措置をとることができるので、

拠出予定国は、基金がこの協定に定める条件に従って銀行、米州投資公社（以下「ＩＩＣ」という。）その他の参加者の業務を引き続き補完すること及び基金の管理が第四次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「第四次ＭＩＦ管理協定」という。）に従って銀行によって引き続き行われることを意図しているので、

よって、拠出予定国は、ここに次のとおり協定する。

第一条　一般的目的及び任務

第一項　一般的目的

第四次ＭＩＦの一般的目的は、銀行の域内開発途上加盟国及びカリブ開発銀行（以下「ＣＤＢ」という。）の開発途上加盟国において、開発上の課題に取り組む拡張性を備えた企業家による革新を特定し、支援し、検証し、及び試行すること並びに貧しくかつ弱い立場にある人々のための機会の創出、経済成長及び生産性の促進、気候変動への取組並びにジェンダーの平等及び多様性の推進に努めることにより、民間部門を通じて持続可能で包摂的な開発を促進することである。

第二項　任務

第四次ＭＩＦは、その目的を達成するため、次の任務を有する。

(a)　貧しくかつ弱い立場にある人々のための機会の創出を目指し、域内における民間部門主導の革新を特定し、検証し、促進し、及び支援すること。

(b)　繰返し及び規模の拡大を通じて、域内において高い効果を有する革新の採用を促進すること。

(c)　繰り返された革新が実効的であり、かつ、開発に相当な効果を与えることを確保するよう努めること。

(d)　規模の拡大のために資金を調達し、及び参加者を関与させること。

(e)　知識の創造及び習得を促進すること。

(f)　実効性を高める手段として銀行及びＩＩＣと密接に連携して運営すること。

(g)　第四次ＭＩＦの活動の全ての範囲において、気候変動、環境並びにジェンダーの平等及び多様性に係る課題に取り組むこと。

(h)　特定の目標及び測定可能な成果の設定を通じて開発に関する実効性を高めること。

(i)　長期的な財務の持続可能性を強化するという目的に沿って、自ら生み出す収入を増大させることに努めること。

(j)　革新的な解決策の成否を検証する自己の権限に基づいてリスクの水準を採用すること。

(k)　域内における銀行、ＩＩＣその他の参加者の業務を補完すること。

(l)　銀行及びＩＩＣとの相乗作用を強化すること。

第二条　基金への拠出

第一項　受諾書及び拠出証書

(a)　各拠出予定国は、この協定の批准、受諾又は承認の後、合理的にできる限り速やかに、この協定を批准し、受諾し、又は承認したことを示す文書（以下「受諾書」という。）を銀行に寄託し、同時に又はその後できる限り速やかに、この協定の付表Ａ（以下「付表Ａ」という。）において国名に対応して掲げる額を基金に払い込むことに同意する旨の文書（以下「拠出証書」という。）を銀行に寄託する（このような拠出は、以下「付表Ａに係る拠出」という。）。これにより、拠出予定国は、この協定の下での拠出国となる。

(b)　各拠出国は、拠出証書に記載するところに従い、自国の付表Ａに係る拠出を四回の均等年賦により基金に払い込む（以下「無条件拠出」という。）。最初の分割払の額については、第五条第一項の規定に基づいてこの協定が効力を生ずる日（以下「この協定の効力発生の日」という。）の後六十日以内に払込みを行う。各拠出国は、第二回、第三回及び第四回の分割払の額については、この協定の効力発生の日からそれぞれ一年、二年及び三年を経過する日以降六十日以内に払込みを行う。拠出国は、期日よりも前に払込みを行うことができる。この協定の効力発生の日の後六十日を経過した後に拠出証書を寄託した拠出国は、最初の分割払の額及びその後の分割払の額であって支払期限が到来したものの払込みを当該拠出証書の寄託の後六十日以内に行う。

(c)　無条件拠出に関する(b)の規定にかかわらず、拠出国は、例外的な場合として、全ての分割払の額の払込みについて予算措置が講じられることを条件とし、及び各分割払の全額を(b)に定める払込日までに払い込むために必要な予算措置を講ずるよう努めることを約束する旨を拠出証書に記載することができる（以下「条件付拠出」という。）。当該払込日の後に支払期限が到来した分割払の額の払込みについては、必要な予算措置が講じられた後三十日以内に行う。

(d)　拠出国委員会は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、同委員会が定める条件に従い、借入国である拠出国又は第一次ＭＩＦに拠出した拠出国（以下「原加盟拠出国」という。）による拠出（当初の付表Ａに係る拠出又は純益移転に追加されるもの。以下「個別的追加拠出」という。）を基金が受け入れることについて、承認することができる。拠出国は、個別的追加拠出において、原則として、(b)の規定に従って払込みを行うことができる。拠出国は、適当な場合には、例外的に、新規拠出が(c)に定める条件付拠出である旨を個別的追加拠出に関する拠出証書に記載することができる。

(e)　この協定の効力発生の日から三年以内に受諾書及び付表Ａに係る拠出に対する拠出証書が寄託されない場合には、銀行の書記は、関連する拠出国又は拠出予定国に対し、その通告の日から十二箇月以内に寄託を行うべき旨の通告を行う。当該通告に定める期間内に受諾書及び拠出証書が寄託されない場合には、拠出国委員会は、(f)に規定するとおり、拠出国であって、付表Ａに係る拠出の関連する部分を補うことに参加することを選択するものからの新規拠出（以下「代替拠出」という。）を確保するための手続を開始する。同委員会は、特別な、かつ、十分に正当と認める場合には、例外的に、このような付表Ａに係る拠出の代替の一時的な免除を承認することができる。自国の受諾書及び拠出証書を寄託していない又は自国の付表Ａに係る拠出の払込みを滞納している拠出国又は拠出予定国は、代替拠出を行う資格を有さない。

(f)　借入国による付表Ａに係る拠出は、借入国である拠出国によってのみ代替することができる。ただし、原加盟拠出国は、借入国である拠出国による代替拠出が存在しない場合又は付表Ａに係る拠出の関連する部分を補うには不十分な場合には、不足を補うために代替拠出を行うことができる。非借入国による付表Ａに係る拠出は、非借入国である原加盟拠出国によってのみ代替することができる。ただし、いずれの原加盟拠出国も、非借入国である原加盟拠出国による代替拠出が存在しない場合又は付表Ａに係る拠出の関連する部分を補うには不十分な場合には、不足を補うために代替拠出を行うことができる。予定される代替拠出の額の合計が、付表Ａに係る拠出の関連する部分を超える場合には、代替の対象となる付表Ａに係る拠出の関連する部分は、関連する拠出国の予定される代替拠出の額に比例して割り当てられる。関連する拠出国による全ての代替拠出は、(e)に規定する十二箇月の期間又は拠出国委員会が決定する他の期間の後百八十日以内に決定すべきである。拠出国は、適当な場合には、例外的に、代替拠出が(c)に定める条件付拠出である旨を代替拠出に関する拠出証書に記載することができる。同委員会は、(e)及びこの(f)に定める手続を実施するために必要な承認又は決定を行う権限を有する。